

【建設交通部】

<p>件 名</p>	<p>鴨川河川敷の清掃事業等について</p>
<p>申立概要 【受理 23.7.11】</p>	<p>①高齢者が清掃業務を行っているが、休憩時間が多い上に作業も緩慢である。税金の使い方として適当か。 ②府が管理する範囲外の京都市道の周辺でゴミが放置されていることがある。鴨川全体の美観が守られるよう調整されているのか。</p>
<p>確認事項</p>	<p>①清掃は、鴨川の公園部分の美観保持のために実施されており、清掃活動が一定時間継続されることが美観保持の面で有効なため、休憩を含めて7時間の従事を公園内で求めるとともに一定割合の高齢者の雇用も契約で定められています。 なお、清掃業務の履行（実施）状況については、府職員による巡回点検等で実施されていることを確認しました。 ②京都市が管理している部分のゴミ処理については、確認次第、京都市へ対応を求めています。 また、府では、鴨川条例を制定し、安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備や保全を図っており、京都市と河川敷の管理等に係る検討も続けられています。</p>
<p>回 答 (意見・要望) 【通知 23.8.8】</p>	<p>清掃業務については、河川敷の利用者等から批判を受けることがないように受託事業者への業務管理や指導をきめ細かく行うとともに、鴨川全体の美観保全のために京都市との連携等に更に努めるよう求めました。 上記の対応状況等については、今後の監査活動を通じ確認し、必要な指導を行うこととしています。</p>